

○東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画策定等及び生活環境影響調査業務実施要領等に関する質問に対する回答

| No. | 資料名 | 頁 | 項目 | 質問の概要 | 回答 |
|-----|------|-------------|-----------------------------|--|---|
| 1 | 実施要領 | 1 | 2. (5) 見積限度額 | 令和4年度以降の金額(令和4年度、令和5年度)が示されていますが、この2年間の金額内訳は任意に設定してもよろしいでしょうか。令和4年度上限額がありましたらご教示ください。 | 令和4年度以降の限度額の範囲内にて可とします。また、令和4年度以降は2年間における限度額であり、年度別内訳を設定していません。 |
| 2 | 実施要領 | 2 ～ 3 | 4. (3) 参加者の業務実績 | 過去10年間の元請けとしての受注実績を記載するとありますが、完了していないものも含まれるのでしょうか。また、プロポーザル参加申請書の業務実績(様式5-1、様式5-2、様式6、様式7-1、様式7-2)についても同様の理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 3 | 実施要領 | 4 | 5. (4). イ. (1) 業務実施スケジュール | 年度別内訳書作成のため、貴組合で考えている大まかな業務実施スケジュール、令和3年度分、令和4年度分で想定している成果品をご教示いただけないでしょうか。 | 「広域ごみ処理施設整備基本構想(令和2年11月策定)」において、施設整備スケジュールを立案しています。また、仕様書1.21「成果品」に係る提出時期は、提案いただく業務実施スケジュール等により設定されるものと想定しています。なお、「広域ごみ処理施設整備基本構想」の閲覧をご希望の場合は、東紀州環境施設組合にて貸与します。 |
| 4 | 実施要領 | 4 | 5. (4). イ. (1) 業務実施スケジュール | 各業務について、いつまでに何を実施しなければならないような条件等はなく、令和6年3月15日までに各業務が完了していれば、すべて提案者の提案に委ねられるという理解でよろしいでしょうか。配慮すべきスケジュール等がありますでしょうか。 | 各業務について、実施時期は指定していません。ただし、「広域ごみ処理施設整備基本構想(令和2年11月策定)」において、施設整備スケジュールを立案しており、本業務では、これら踏まえ業務実施スケジュールを提案していただくものとなります。 |
| 5 | 実施要領 | 5 | 5. (4). イ. (5) 生活環境影響調査について | 仕様書で示す調査項目等について、増減の必要のある項目とその理由について提案すること。とありますが、提出する見積は提案内容を反映した見積額でよろしいでしょうか。 | 提出する見積書については、仕様書の内容を反映した見積額を記載してください。 |
| 6 | 実施要領 | 5 | 5. (4). イ. (6) 各業務の連携について | 各業務について、いつまでに何を実施しなければならないという条件等の提示がないため、令和6年3月15日までに各業務が完了していれば、すべて提案者の提案に委ねられるということでしょうか。配慮すべきスケジュール等がありますか。 | No.4回答のとおりです。 |

| No. | 資料名 | 頁 | 項目 | 質問の概要 | 回答 |
|-----|------|---|-------------------------------------|---|--|
| 7 | 実施要領 | 5 | 5. (4). ウ 業務提案書の 作成要領 | 提案書のページ数について、上限や目安を示していただけないでしょうか。 | 提案書のページ数に上限及び目安はありません。 |
| 8 | 実施要領 | 5 | 5. (4). エ 見積書の記載 内容及び作成 要領 | 各項目について、循環型社会形成推進交付金の対象内訳が分かるようにすること。とありますが、項目だけでなく対象額まで明示する必要がありますか。 | 対象額まで明示する必要はありません。 実施要領 5. (4). エ. (4) の記述誤りであったことから、下記のとおり実施要領を訂正しました。 【正】 (4) 各項目について、循環型社会形成推進交付金の対象内 <u>外</u> が分かるようにすること。 【誤】 (4) 各項目について、循環型社会形成推進交付金の対象内 <u>誤</u> が分かるようにすること。 |
| 9 | 実施要領 | 5 | 5. (4). エ 見積書の記載 内容及び作成 要領 | 循環型社会形成推進交付金の対象内訳について以下をご教示ください。 ①小項目ごとに内訳が必要でしょうか。 ②見積書とは別途資料の形で提出することは可能でしょうか。（見積金額と併記すると見積書が煩雑となるため。） ③交付対象内外の考え方については、国や三重県等の判断による部分がありますので、参加者の経験で作成することでよろしいでしょうか。 ④交付対象内金額は、本プロポーザルの評価対象外と認識してよろしいでしょうか。 | ①、②、④ NO.8 回答のとおりです。 ③ ご理解のとおりです。 |
| 10 | 実施要領 | 6 | 5. (5). 表 5-5 実施方法 | 「業務提案書の記載内容を変更せず、分割や拡大したもののみ認める」とありますが、提案書の内容をパワーポイントなどプレゼンテーション用ソフトなどに変更して使用することは可能でしょうか。 | 可とします。 |

| No. | 資料名 | 頁 | 項目 | 質問の概要 | 回答 |
|-----|------|---|-----------------|--|--|
| 11 | 実施要領 | 7 | 6. (2) 評価点表 6-1 | 業務実績(配点 10)は、参加申込資料の内容で採点される認識でよろしいでしょうか。(提案書で改めて触れなくてもよろしいでしょうか。) | 得点化の方法については、審査の経緯として公表しないこととしています。 なお、提案書類の記載に必要な内容は、実施要領 5. (4). イ「業務提案書の記載内容」のとおりです。 |
| 12 | 実施要領 | 7 | 6. (2) 評価点表 6-1 | 見積価格に係る、価格点の算定式をご教示ください。 | 得点化の方法については、審査の経緯として公表しないこととしています。 |
| 13 | 仕様書 | 3 | 1. 17 議事録の作成 | 委員会の議事録は概要でよろしいでしょうか。 | 概要も可とします。 |
| 14 | 仕様書 | 6 | 2. 1. (4) 施設計画 | 施設整備基本計画での立面・平面図及びイメージパース等の作成に当たり、詳細仕様書等は協議を行うことでよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 15 | 仕様書 | 8 | 2. 4. (3) 現況把握 | 「周辺地域の状況の変化や事業計画の具体化に伴い、調査に影響を及ぼす新たな事情が生じたときは、必要に応じて選定した項目、手法等の見直しを行う。」とありますが、見直しに伴う調査等の追加費用は契約変更の対象となるのでしょうか。 | 仕様書第 1. 19「業務の変更等」のとおり、既定業務内容の変更の必要が生じた場合は、その内容及び委託料等について、協議を行うものとします。 |
| 16 | 様式集 | | 様式第 5-1 号ほか | 実績の証明に際し TECRIS に代えて契約書のコピーを提出することは可能でしょうか。 | 様式第 5-1 号、5-2 号においては可能です。ただし、様式第 6 号、7-1 号、7-2 号においては、技術者の実績として証明できるもの(写し可)に限ります。 |
| 17 | 様式集 | | 様式第 5-1 号ほか | 業務実績調書(ごみ処理施設整備基本計画策定等、生活環境影響調査)は、実績数 10 件、管理技術者業務実績、主任技術者(ごみ処理施設整備基本計画策定等、生活環境影響調査)は、5 件までとするのか、それとももっとあれば行を増やし入れたほうが良い点数となるのか、ご教授ください。 | 様式第 5-1 号、5-2 号、6 号、7-1 号、7-2 号の行数は、記載できる実績数の上限ではありません。行が不足する場合は、行を追加し記載してください。 なお、得点化の方法については、審査の経緯として公表しないこととしています。 |
| 18 | | | | 提出済みの循環型社会形成推進地域計画を公表または閲覧させていただくことは可能でしょうか。 | 東紀州環境施設組合事務所にて貸与します。 |